

令和 3 年 5 月 17 日現在

機関番号：10101

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2020

課題番号：18K01354

研究課題名(和文) 効率性の視座からの約款解釈論の構築

研究課題名(英文) Interpretation of standard form contracts based on efficiency

研究代表者

山本 哲生 (Yamamoto, Tetsuo)

北海道大学・法学研究科・教授

研究者番号：80230572

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)： 約款の解釈方法として、効率性という観点から解釈する方法、その問題点について研究した。契約当事者が望んだ契約が各当事者にとって効率的であるといえる。当事者の意思が不明確な場合に意思とは別に効率性の見地から解釈することには、どのような内容の契約が当事者にとって効率的かを判断することは困難であるという問題がある。これとは別に、コストのかからない解釈をすることで効率性に資するという考え方もあり、その場合に、当事者がどのような解釈方法を選択したかを問題とし、その方法にしたがって解釈することが効率的であるとの考え方があ

研究成果の学術的意義や社会的意義

効率性という視角が約款解釈において、どのような意味をもつかについては、従来、ほとんど論じられていなかったところ、その点について分析したところに意義がある。当事者の意思を明らかにするという従来の解釈方法は、考え方としては、効率性の観点からも妥当である。ただし、具体的に問題になるのは、当事者の意思が不明確な場合であり、そのときに直接に効率性の観点から契約の内容を画定することは困難である。しかし、解釈のコストという点で、効率性の観点を踏まえた解釈論を展開することができることを示した点に意義がある。

研究成果の概要(英文)： The theme of this study is the method of interpreting standard form contracts from the perspective of efficiency. It is efficient to realize what each party of the contract demands. So it is important to clarify the intention of contracting party. Because the preference of each person is different, it is difficult to interpret the contract in accordance with what is efficient for the parties when the intention is unclear. The courts are not able to decide what is efficient. Another approach from efficiency is considering the costs of interpreting contracts. The way of interpretation which reduces the costs serves efficiency. It is efficient to interpret the contract according to the method of interpretation which the parties select.

研究分野：商法

キーワード：約款解釈

1. 研究開始当初の背景

約款の内容規制のあり方について、従来から多様な研究がなされており、膨大な議論の蓄積がある。その中で、アメリカでは、法と経済学の考え方を基礎として、効率的ではない約款条項は規制すべきであるという方向性の議論がある。このように効率性から内容規制を行うべきことを認めるとすると、効率性という視座は約款解釈においても一定の意味をもつように思われる。約款解釈は、基本的には契約当事者の意思を確定するという問題であるといえる。約款解釈における当事者の意思とはどのようなものかという問題はあるが、基本的には意思解釈の問題であるという位置づけがなされている。ただし、意思解釈としてみた場合、一般論としては、当事者の意思は明らかではないことも多く、どのように解釈すべきかの考慮には規範的要素も含まれる。このことからすれば、効率性の観点から内容規制をするという立場に立てば、効率性の観点は解釈レベルでも考慮すべきであると考えられる。

日本では、約款の内容規制の局面で、効率性という見地からの議論は、主にアメリカの議論を参照しつつなされていたが、効率性の観点から約款解釈のあり方を検討するという試みはなかったように思われる。

2. 研究の目的

本研究は、約款解釈という局面で効率性の基準がどのように働くのか、などの効率性という視角が約款解釈論にもたらす意味を明らかにすることで、約款解釈論を発展させることを目的とする。

効率性という観点から解釈する際の問題点として、たとえば、次のことが考えられる。内容規制では、個人にとっての効率性ではなく、当該類型の契約の消費者側当事者という集団にとっての効率性が問題となるといわれる。集団にとって効率的であれば、具体的な個人にとっては非効率的であっても内容規制はしないことになる。解釈において効率性を考慮するときには、この点はどうか考えられるか。個別の契約の解釈という見方をすれば、集団的な効率性を基準とすることが望ましいとは限らないようにもみえる。文言の範囲内で、当該個人にとって効率的な解釈が可能であれば、そのような点から解釈することが妥当であるようにもみえる。もっとも、個人にとっての効率性は、解釈基準として利用できるように具体的に確定することができるかという問題もありそうである。

別の観点からの問題として、たとえば、合理的期待保護の法理との関係も問題になる。アメリカでは、特に保険約款について、約款の文言を契約者の合理的期待を保護する形で修正するという合理的期待保護の法理が論じられている。これは直接的には内容規制であり、内容規制であるからこそ、漠然とした合理的期待というものを根拠に規制することには批判も強い。しかし、文言の範囲内で複数の解釈が可能であるときに、期待に合致するであろう解釈を行うという考え方は当然に妥当ではないということもできないように思われる。このような見地と効率性の見地を対比させ、双方の妥当性を検討することが必要になる。

このように、効率性の見地からの解釈の内在的な問題と、効率性以外の見地からした解釈と効率性の見地からの解釈論の比較検討をした上で、効率性が約款解釈論においてもつ意味を明らかにする。

3. 研究の方法

効率性の見地からの内容規制、約款解釈に関する議論はアメリカで幅広くなされている。そこで、アメリカでの議論を参考として検討するが、その前提として、アメリカにおける契約解釈論、約款解釈論の考え方を正確に理解する必要がある。また、法と経済学を踏まえた約款規制の議論も参照しつつ、効率性の見地からした約款解釈についてのアメリカでの議論を整理し、分析する。さらに、法と経済学以外の視角からの約款解釈論との比較、相互関係の分析、検討を行う。

抽象的な検討だけでは、現実的な妥当性は担保されないため、約款の典型例である保険約款の具体的な免責条項等を素材として、効率性を見地を取り入れた解釈方法が、具体的な解釈論としてどのように利用できるかを、実務家の意見も聞きつつ実践可能性を検証する。このような作業を通して、現実に利用することのできる、効率性を見地を組み入れた約款解釈論を示す。

4. 研究成果

効率性を見地からした場合、どのような内容の契約が効率的かどうかは、契約当事者の選好による。契約当事者が望んだ契約は基本的には効率的であるといえる。このことからすれば、契約当事者の意思に即して解釈することが、効率的な内容の契約の実現に資するといえる。意思解釈のあり方に関して、アメリカでは契約解釈論として、書面の文言を重視するテキスト主義と、書面以外の取引慣行等を考慮するコンテキスト主義の立場が古くから主張され、対立している。実務的にはテキスト主義が広まっているといわれるが、理論的には従来はコンテキスト主義支持者が多かったところ、最近では法と経済学の見地からテキスト主義も有力に主張されている。なお、アメリカでは約款解釈のあり方は、基本的には契約解釈と同じと理解されている。この点、

日本では、約款解釈の特性が強調される傾向があるが、アメリカでは、基本的にはどちらも意思解釈であり、解釈方法が特に異なるものとしては位置づけられていない。

当事者意思の確定については、このように古くから議論があるが、いずれにせよ、契約当事者の意思が明らかである場合は、意思に即した解釈をすることが効率的であるといえる。しかし、約款解釈につき争いが生じた場合、つまり、いくつかの解釈が主張され、当事者の意思が必ずしも明確ではない場合に、どのように解釈するかが問題になる。たとえば、効率性の見地からみて、当事者の意思に即した解釈が効率的であるとして、意思が不明確であるときに、なお意思を確定しようとするのか、あるいは意思とは別に効率的な契約内容を確定しようとするのか等が問題になる。

効率性の見地から解釈するとして、1つには余剰を最大化する解釈はどれかを探究することがありうる。ただし、この観点から具体的結論を導くことは困難であるともいわれる。具体的な個々人の選好は人によって異なるものであり、客観的に判断することは困難である。したがって、通常人の選好を問題にすることになるが、それも必ずしも明確に判断できるとも限らない。当事者は紛争が生じた後で、その紛争を有利に解決するために、事前の判断とは異なる主張をすることもありうる。また、裁判所は当事者の余剰の最大化を判断するのに必要な情報をもたないといわれる。

次に、費用の削減につながる解釈をすることで、効率性に資するということがありうる。アメリカにおいて伝統的な解釈ルールである、明白な意味で解釈するという原則（plain meaning rule）、書面が完全な契約となっているなどの場合には書面以外の取引慣行等の証拠は考慮しないというパロール・エビデンス・ルールはこのような見地から説明することもできる。ただし、書面以外の証拠を考慮しないということをごとまで厳格に理解するかは、判例上まったく統一されていない。このことは、契約解釈は当事者の意思を探究する作業であるという見地からして、書面以外の証拠を考慮しないと適切な結論が導かれないうことにも関わる。そこで、証拠をごとまで考慮するか、どのような解釈方法によるべきかを当事者が選択できるという枠組みも示されている。

当事者の選択につき、次のような議論がある。機能的な見地からすれば、形式的な解釈における明白な意味とは、ある解釈者が最小のコストで利用することのできるコンテキストと結びついた解釈に一致するものといえる。解釈において、よりコンテキストを斟酌すべきかどうかの決定は、コンテキストの限界費用と利益による。つまり、契約解釈における形式対実質の問題は、最適な情報取得の問題に同化させることができる。

ここで、最適な情報取得として、契約当事者がどのような解釈方法を選択しているのかを解釈する必要が出てくる。その際の考慮要素として、次のようなことが考えられる。直接的な取引費用、解釈の結果のリスク、債務の履行のインセンティブ、当事者が自己の有利になるように解釈枠組みを利用する可能性など。

これに対して、どのような解釈方法を当事者が採用するかを、効率性ではなく、合理的期待の枠組みで考えるという主張もある。たとえば、保険契約における免責条項について、あいまいでない条項でも、あまり合理性のない条項については、保険担保を認める解釈をする。あいまいでなく、合理性のある条項については、十分に情報のある契約者であれば、あいまいでない約款文言を覆して保険担保を拡大する解釈は、その利益を相殺する以上のコストを伴うことを認識して解釈する。ここでは合理的期待は当該条項の合理性を基礎とするものとして位置づけられており、必ずしも具体的な合理的期待を問題とするものではない。この点で、効率性とはまったく乖離した基準ということではないように思われる。

意思解釈の方法について、このような議論があるが、アメリカでは、意思の確定とは別の解釈準則として、契約文言があいまいであるときには、作成者不利に解釈するという解釈準則が認められている。この作成者不利の原則は、本来は、合理的な解釈手段を尽くしてもなお複数の解釈がありうるときには、作成者に不利に解釈する原則であるが、実務上は、少しでもあいまいさがあれば直ちに作成者に不利に解釈する、あるいは、無理矢理あいまいさを認定して作成者に不利に解釈するなど、適切に用いられていないという指摘がなされており、否定的な評価も目立つ。近時は、この原則は、ペナルティ・デフォルトの観点から説明されることも多いが、ペナルティ・デフォルトとして有効かどうかという点に疑問も示されている。契約作成者に不利に解釈することで、契約内容を明確にし、その契約内容という情報を契約の相手方当事者に伝達することで、相手方がそのような内容の契約を望む場合に、契約を締結することができるようにすることによって、効率性に資する。しかし、消費者相手の契約では、消費者は契約内容という情報を伝達されたとしても、その情報を正確に理解することができない、あるいは、消費者はすべての契約内容を把握して契約することは無理であるなどの指摘がなされている。このように見れば、情報伝達は効率性に資するものではないから、情報伝達を促進するルールも効率性を増加しないことになる。もっとも、情報伝達の相手方を裁判所とみて、裁判所の契約解釈コストを削減することで効率性に資するという理解もなされている。

日本でも、一般的に作成者不利の原則は認めるべきといわれるが、判例上は必ずしも確立しているわけではない。機能的にみた場合、裁判所の契約解釈コストの削減という点から、作成者不利の原則の有用性を認めることはありうるが、作成者不利の原則により生じるコストと、解釈コストの削減という利益のどちらが大きいかは必ずしも明らかではない。もっとも、公正の観点から作成者不利の原則を基礎づけることはもちろんありうる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計7件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 山本哲生	4. 巻 331
2. 論文標題 特別条件付契約と承諾前死亡	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 保険事例研究会レポート	6. 最初と最後の頁 1, 11
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山本哲生	4. 巻 81巻4号
2. 論文標題 作成者不利の原則について	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 損害保険研究	6. 最初と最後の頁 1, 51
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山本哲生	4. 巻 1518
2. 論文標題 保険金支払事由としての「入院」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 114, 115
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 山本哲生
2. 発表標題 直接請求権に関する問題と傷害保険における外来性
3. 学会等名 日本保険学会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------